

財務省告示第百二十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十年三月二十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年四月三日
財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第七十
回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び平成
十九年度における財政運営のた
めの公債の発行の特例等に関す
る法律（平成十九年法律第二十
五号）第二条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項及び第四十七条

三 振替法の適
用等
「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において応募
の決定を受けた各申込みの応募

四 発行方法
（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において応募
の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

入 決 定 の

法 入

札 格 競 争

入 札 格 競 争

非 競 争 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

札 発 行 入

価格を募入額により加重平均し
て得られるものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札と同時に行われる入
札であつて、財務大臣が各
市場特別参加者ごとに発行（以
下「国債市場特別参加者」以
下「国債競争入札発行」とい
う。）

も申込みのうち応募額を順次割り
当てる。その応募額を案分により
各申込みの応募額を案分により
割り当てる。特別参加者ごとの
各国債市場特別参加者ごとの
各限額の範囲内において各申
込みに応募額を割り当てる。

六

イ 発

入 札 発 行 争 額

札 格 競 争

入 札 格 競 争

行 争 入 札 格 競 争

行 争 入 札 格 競 争

行 争 入 札 格 競 争

行 争 入 札 格 競 争

行 争 入 札 格 競 争

行 争 入 札 格 競 争

行 争 入 札 格 競 争

行 争 入 札 格 競 争

行 争 入 札 格 競 争

行 争 入 札 格 競 争

行 争 入 札 格 競 争

行 争 入 札 格 競 争

額面金額で一兆八千六百六十二
億円、財政法第四条第一項の規
定に基づき発行した利付国債に
ついで九百九十
八億九千七百
八十万円、平
年における財
政運営のため
の公債発行の特例等に関する法の

七 払込金額																										
八 口 イ					八 口																					
争非者特国札非入価	入価・別参市債発競	札発行争入	入価・別参市債発競	札発行争入	争非者特国	札非	争非者特国	札非	争非者特国																	
札格第加場	札格第加場	札格第加場	札格第加場	札格第加場	札格第加場	札格第加場	札格第加場	札格第加場	札格第加場																	
万	千	四	六	十	一	百	国	条	特	六	国	条	特	百	額	た	四	十	い	に	る	九	額	発	律	
円	二	百	十	四	兆	六	債	の	別	億	債	の	別	六	十	で	七	八	は	基	法	百	面	行	第	
	百	六	億	万	八	十	に	規	会	千	に	規	会	万	兆	利	条	千	、	づ	律	十	額	た	二	
	六	十	五	千	六	億	い	に	に	三	い	に	に	円	二	付	の	二	額	、	第	万	で	利	条	
	十	五	千	九	百	億	て	基	関	百	て	基	関		千	に	規	百	面	行	十	、	千	付	一	
	億	二	百	九	十	億	、	づ	す	万	、	づ	す		百	つ	定	五	金	し	六	、	九	、	国	
	二	千	七	百	三	十	額	き	る	円	額	き	る		六	い	に	十	額	た	条	特	百	に	規	
	千	七	百	三	十	億	面	き	る	円	面	き	る		十	は	基	万	で	利	一	会	十	に	定	
	七	百	三	十	億	千	金	行	法	額	金	行	法		九	は	づ	円	三	付	国	計	六	に	基	
	百	三	十	億	千	億	額	し	第	で	額	し	第		億	、	き	、	同	千	、	四	に	に	、	き
	四	十	七	千	五	億	で	た	四	千	で	た	四		二	額	発	行	法	第	九	に	に	、	、	
	四	十	七	千	五	億	千	付	七	二	十	付	七		八	金	し	第	九	つ	定	す	千	、	き	

については、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

平成二十年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四	第二期 利息	以後の 第二期 利息	償還 金額	償還 金額	元利 支額	払込 参加	入札 参加	者	払込 期日
二十	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二
平成二十年三月二十五日	毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日	を 支 払 期 に お い て、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る	利 子 を 支 払 う。	平 成 二 十 五 年 三 月 二 十 日	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	日 本 銀 行	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者		平 成 二 十 年 三 月 二 十 五 日